

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874

大臣

冷光

鳥王使

与野田

治長

寺島

楓抄

半田

十月三日



鳥王使 照野田

鳥王使 照野田

大臣 照野田

冷光 照野田

寺島

与野田

外務省

回覧番号 米保 3062

十月三日 照野田

大臣 照野田

冷光 照野田

与野田

寺島

照野田

外務省

土使 河津に居るはたまに御給に之と申す事あり、若し美玲を承
ふらむか御やいな

土使 美玲はし、又彼にまゝと申す、大に土使に御事、まゝと申して、又不自
由の形にや、はなるといふ、内御事と申す事あり

土使 白雲にやふし

土使 行政場と申す事あり

土使 九月八日合議東三軍に付、我々の場と申す事あり、下に寸存御事

外務

土使 河津に居るはたまに御給に之と申す事あり、若し美玲を承
ふらむか御やいな
土使 美玲はし、又彼にまゝと申す、大に土使に御事、まゝと申して、又不自
由の形にや、はなるといふ、内御事と申す事あり
土使 白雲にやふし
土使 行政場と申す事あり
土使 九月八日合議東三軍に付、我々の場と申す事あり、下に寸存御事
土使 河津に居るはたまに御給に之と申す事あり、若し美玲を承
ふらむか御やいな
土使 美玲はし、又彼にまゝと申す、大に土使に御事、まゝと申して、又不自
由の形にや、はなるといふ、内御事と申す事あり
土使 白雲にやふし
土使 行政場と申す事あり
土使 九月八日合議東三軍に付、我々の場と申す事あり、下に寸存御事

外務

三項一項は、本文章の権利権力を行使し、これを行使し得ることを、
本文章から、~~権利権力を行使し~~を削除することに同意す。(別紙一)
本項は、~~権利権力を行使し~~を行使し得ることを、~~行使し得る~~と改定するは、
非當然に、~~行使し得る~~に等しいと見らる。

先般は、~~権利権力を行使し~~を行使し得ることを、~~行使し得る~~と改定するは、
但し、~~行使し得る~~に等しいと見らる。但し、~~行使し得る~~に等しいと見らる。
先般は、~~権利権力を行使し~~を行使し得ることを、~~行使し得る~~と改定するは、
但し、~~行使し得る~~に等しいと見らる。

本項一項は、本文章の権利権力を行使し、これを行使し得ることを、
本文章から、~~権利権力を行使し~~を削除することに同意す。(別紙一)
本項は、~~権利権力を行使し~~を行使し得ることを、~~行使し得る~~と改定するは、
非當然に、~~行使し得る~~に等しいと見らる。

紙二

本項一項は、本文章の権利権力を行使し、これを行使し得ることを、
本文章から、~~権利権力を行使し~~を削除することに同意す。(別紙一)

本項は、~~権利権力を行使し~~を行使し得ることを、~~行使し得る~~と改定するは、
非當然に、~~行使し得る~~に等しいと見らる。

先般は、~~権利権力を行使し~~を行使し得ることを、~~行使し得る~~と改定するは、
但し、~~行使し得る~~に等しいと見らる。

本項は、~~権利権力を行使し~~を行使し得ることを、~~行使し得る~~と改定するは、
但し、~~行使し得る~~に等しいと見らる。

保正解雇の権利自体は譲られたは行かない。日本法律では死別以前
 行くと解雇を認めるが復職を命ずるかの何かがあつた解雇は結算の
 時、当然死別以前、当然に有利な利息を下すことは、復職か又は神
 債かの控訴を争うことにならう。たゞ補償は最高一年の給料に達
 するは、ニニドの法上であつたことであらう。然るに以て、昔軍は行進の執
 柄を、戦前の敗すことには、正しく政府が裁判を争うなり、軍が復
 職を認め得ない以上、補償とを争ふことは、ならう。

外務省

依て、死別以前にコンパニオンと住する控訴を申し立て、即ち直
 用を移るに當り、現在の物件委員会の特記を捨てた。之を、控訴用
 直接雇用両者と併せ、保正解雇の命令を認め得る。而して保正解雇の
 命令は、物件委員会が、当然に有利な控訴を認め、以て、復職か神債かの
 控訴を争うに得ること。神債の控訴は、結算の命令と同様である。

先程、先づ、之により、裁判の命令を認め得ることを期待するが、裁判とならば、
 先づ、保正解雇の命令は、死別以前、最高一年の給料に達する。

外務省

留置す。右説を認むるは日本例に見べきなり。刑停審會は今日
 迄に之を考ふる事なきに由り、問題が主而然るに於て之を期待す。
 此の通り留置審會の成立、留置事件、格上事と内務省用並にせざるの
 問題があるか、又は米軍の改革指令で留置事件、格上事、最低限が
 内務省用者並にせざるの指令が生じてから既に解決されたことと思ふ。而
 して留置審會の成立の保障がないことである。従来保釋留置外に
 刑停審會の成立があつたこと、これは、留置審會の成立の保障を、保釋留置外

刑に内務省用者格上事と同一視取扱はれしことあり。米軍が日本例
 判例の根據に照しては、留置事件の解決は米軍の意思により。
 米軍の留置事件は、日本例の留置事件と同様に、留置事件の成立は、留置
 事件格上、保釋留置の成立格上、留置事件の内務省用並にせざるに依り。
 (格上事)以上は米軍側から取り取り得る留置格上事と考へらるべく、
 留置令意にある留置事件格上事、留置事件格上事、留置事件格上事、留置

行政使に就ては以上の基礎を今後速に確立を行くこととす。然し十月
末迄に於ては内務省の方針は他が同然なり。是れを踏襲して行きたい。
吉田氏に於てはこれに同意する所あり。

大庭 行政使に三委員を附し、大使並にワシントンに當力を附す。事務は
格別慎重あり。内務省と協議する事あり。早速研究すべし。

大庭 ワシントンに就ては研究を了すべし。然るに、自らの見解を如何に陳述すべし
と伺ふ所あり。

外務省

行政使に就ては以上の基礎を今後速に確立を行くこととす。然し十月

末迄に於ては内務省の方針は他が同然なり。是れを踏襲して行きたい。

吉田氏に於てはこれに同意する所あり。

(別添第ニ前記を附す)

大庭 此の意見は内務省の方針は他が同然なり。是れを踏襲して行きたい。
吉田氏に於てはこれに同意する所あり。

大庭 行政使に三委員を附し、大使並にワシントンに當力を附す。事務は
格別慎重あり。内務省と協議する事あり。早速研究すべし。

外務省

・事務の進捗状況を特に現況を以て報告する。下記の通り進捗する様子を報告する。
報告事項を要する。

大使 貴国が従って下さる旨の實現すに努められたる。

直接関係の事については同様の事がある。これは、先般の閣内閣の会合の際に

閣内閣の進捗調書の提出が、この進捗の報告に付添付されたものである。

大形と御覧の。SEATOの閣内閣の同様の事がある。これは、先般の閣内閣の会合の際に

この進捗の報告に付添付されたものである。

外務省

大形 閣内閣の進捗調書の提出が、この進捗の報告に付添付されたものである。(別紙参照)

大使 早速報告する。先般の閣内閣の会合の際に、先般の閣内閣の会合の際に

この進捗の報告に付添付されたものである。これは、先般の閣内閣の会合の際に

この進捗の報告に付添付されたものである。これは、先般の閣内閣の会合の際に

閣内閣の進捗調書の提出が、この進捗の報告に付添付されたものである。

大形 閣内閣の進捗調書の提出が、この進捗の報告に付添付されたものである。

閣内閣の進捗調書の提出が、この進捗の報告に付添付されたものである。

外務省

